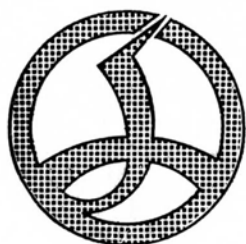


昭和47年4月5日発行 東京都千代田区役所（九段南1-6-11）  
電話（264）0151（大代表） 郵便番号102



# 区のおしらせ

No. 365



〔千鳥ヶ淵ボート場で〕

# 第一回区議会定例会おわる

## 昭和47年度当初予算などが決まる

三月九日から開かれていた、第一回区議会定例会は、昭和四十七年度当初予算案など十九議案をいずれも原案どおり可決したほか、陳情七件、請願八件、意見書三件などを審議し、会期一日を残し、三月二十七日の本会議で閉会しました。この議会で議決された主なものは次のとおりです。

▽昭和四十六年度一般会計補正予算第三号  
総額 四億九千八百一万余円  
▽昭和四十七年度一般会計予算  
総額 六十億一千一百一万余円  
「感謝と奉仕の区政」の推進を基調として、非常災害用物資の増強、老人、心身障害者の向上、児童施設の新設、改修、中小企業育成、街路緑化、公園改修など生活環境整備、教育施設の近代化等

総額 三億八千二百二十二万余円  
▽昭和四十七年度国民健康保険事業会計予算  
▽生業資金貸付条例の一部を改正する条例  
貸付限度額を引上げ、従来の二

十万円を三十万円とするもの。  
また区長が特に認めたばあいは四十万円までとなります。

▽母子福祉応急小口資金貸付条例の一部を改正する条例  
母子福祉の増進を図るため、貸付限度額を引上げ、償還月数の延長を行なうもの。

限度額「二万円」を「三万円」とする。  
償還月数「十月以内」を「十五月以内」とする。

▽千代田区保育所条例の一部を改正する条例  
区立西神田保育園が新設されるのに伴い、規定の整備をするもの

▽千代田区立児童館条例  
新たに区立西神田児童館が設置されるのに伴い、設置および管理について必要な事項を定めるもの

名称「区立西神田児童館」  
位置「西神田一―三―四」  
児童館では主としてつぎのような事業を行います。

(1)児童館の施設および図書、遊具その他の設備の利用による児童の福祉増進  
(2)児童の遊びの指導、健康の増進、豊かな情操のかん養、その他児童の心身の健全な育成指導に關すること  
(3)こども会・母親クラブ等の地域活動の助長推進  
(4)児童福祉の行事  
(5)学童保育事業

▽道路占用料徴収条例の一部を改正する条例  
道路占用料の額を改定し、規定の整備を図るもの

▽区立児童遊園の設置および管理に關する条例の一部を改正する条例  
▽特別区道の路線の認定について  
起点 麴町六丁目二番地先  
終点 「四番地先」  
延長 三十一・五メートル  
幅員 七メートル

▽千代田区都市公園条例の一部を改正する条例  
▽千代田区再開発審議会条例

### 区民会館で 冷暖房工事をします

五月から約二か月の予定で番町富士見・神田公園・和泉橋の各国民会館で冷暖房の取付工事をすることになりました。

この期間は、区民集会室をはじめ老人倶楽室・婦人集会室の各施設は工事の都合で利用できなくなる場合もあり、区民のみなさんにご迷惑をおかけすることもありますので、ご了承ください。

### 母子世帯で お金が必要なときは

母子世帯のひとが、急にお金が必要となったときの母子福祉応急小口資金の貸付額が、四月一日から一万円から三万円に増額になりました。

貸付金額 一回三万円以内  
返済方法 十五か月の均等返済  
申込み問合せ 福祉事務所相談係  
(内線343・344)まで。

### 国民健康保険の受診 には保険証をもって

お医者さんにかかるときは、必ず保険証をもっていきましょう。  
去年の八月、白茶色の新しい保険証にかわっています。

保険証は千代田区から転出した人、また転入したとき、区内で住所が変わったときも書換えが必要です。必ず届けてください。くわしいことの間合せは厚生部国民健康保険課(内線32)まで。

## 町会だより

### 町会長の異動

町会長 羽田 政勝氏(死亡)  
内幸町一―三―五新栄ビル  
(591)七八六七

### 町台会

新会長 谷口 栄二氏  
外神田二―九―九  
(251)六三七九  
旧会長 中村 余吉氏  
外神田二―九―二  
(253)五四三一

### 連合町会総会日程

○番町出張所地区連合町会  
四月二十五日 六義園  
○富士見地区町会連合会  
四月十一日 千代田荘  
○神保町地区町会連合会  
四月十九日 神保町区民会館  
○神田公園地区連合町会  
四月二十日 熱海市伊豆山「さがみや」  
○万世橋地区町会連合会  
四月二十七日 万世橋区民会館  
○和泉橋地区町会連合協議会  
四月二十六日「もとみや」

# 商工融資の貸付わくを拡大

営業資金 130万円  
設備資金 250万円

区では区政の重要施策の一つとして、商工融資貸付わくの拡大と償還期限の延長などを検討していましたが、つぎのとおり決まりましたのでお知らせします。

▽融資対象 区内に店舗または、工場があり、同一場所内で同一事業をひきつづき二年以上経営している中小企業者で、前年度までの事業税または特別区民税・都民税を完納しているひと。

▽融資の種目  
営業資金 一件百三十万円以内、期限二十八か月以内（四か月据置）二十四か月均等償還  
設備資金 一件二百五十万円以内、期限三十八か月以内（五か月据置）三十三か月均等償還

▽利率 年六・三％  
▽保証人 区内に住んでいる確実な保証人を一名以上

▽取扱金融機関 神田商工信用金庫、豊栄信用組合、大洋信用金庫、東京信用組合、第一相互銀行、興産信用金庫

▽申込み・問合せ 区民部商工課 商工係（内線282）まで。

## 道路 占・使用料が改正されました

四月一日から、道路占用料ならびに公園の使用料、占用料が改正されました。

東京都千代田区道路占用料等徴収条例の一部改正が行なわれ、区

## 公害防止条例が改正

### 指定作業場の追加・地下水揚水施設の届出など

本年一月東京都公害防止条例が規制範囲の拡大および規制を強化する必要から改正され、四月一日から実施されましたので内容をお知らせします。

#### 1 指定作業場の追加

(1) 種類Ⅱめん類製造場、豆腐・煮豆製造場、洗たく施設、ガソリンスタンド・液化石油スタンド  
動力を用いる自動車洗車場

(2) 必要な手続き

◎既設届Ⅱ四月一日現在(1)の作業場を所有している時は、四月一日から六十日以内に届を出してください。

内の特別区道の占使用等にもなる占用料金がかかりました（都道についても同様）。また、公園については東京都千代田区都市公園条例の一部改正により使用料ならびに占用料がかわりました。くわしいことの間合せは、道路については土木部管理課管理係（内線355・356・357）へ。公園については、土木部公園河川課施設係（内線306）へ。

#### 2 地下水揚水施設の届出

(1) 種類Ⅱ吐出口の断面積が六㎡以上の揚水施設  
(2) 必要な手続き

◎既設届Ⅱ四月一日現在で(1)の施設が工場内にあるときは四月一日から六十日以内に届を出してください。  
◎変更届Ⅱ四月二日以降揚水施設工場内に設置したときは、工場変更認可申請書を提出し

てください。

### 3 振動基準の設定

工場や指定作業場から発生する振動を規制するためつぎの表のとおり基準が定められました。

| 地域の区分 | 時間区分 | 垂直振動       | 水平振動       |
|-------|------|------------|------------|
| 住居地域  | 昼間   | デシベル<br>六五 | デシベル<br>七五 |
|       | 夜間   | 六〇         | 七〇         |
| 商業地域  | 昼間   | 七〇         | 八〇         |
|       | 夜間   | 六五         | 七五         |

### 4 地下水揚水施設の構造基準

本区では工業用として地下水を汲みあげる施設について、つぎの制限が定められました。

◎吐出口の大きさ 21㎡以下  
◎取水口の深さ 500m以深

（冷暖房施設などの汲みあげは、建築物用地下水採取規制法で規制されているので本条例では適用されません。）

問合せ このことについてのくわしいことは建築部公害対策課施設指導係（内線373・374）まで。

## 区の組織の一部を改正

四月一日付で、区の組織の一部が改正されました。

この改正は、児童館・保育園業務等、福祉事業を充実させるため厚生部厚生課を管理・福祉の二課としたのが主なもので、このほか

建築行政の効率化を期して、建設部建築課に庶務係が新設されました。

## 人事異動

（四月一日付、カッコ内は旧職）

〔課長級〕厚生部 管理課長内野幸敏（同部厚生課長）

〔係長級〕総務部 税務課課税第一係長楠本昇（神田公園出張所管理係長）区民部（出張所）神田公園出張所管理係長太田 潤（同出張所区民係長）区民係長志村一幸（厚生部国民健康保険課）万世橋出張所管理係長石浜美津造（同出張所区民係長）区民係長佐藤栄一（厚生部国民健康保険課）厚生部

管理課管理係長齋藤和夫（同部厚生課管理係長）管理課児童係長三浦光夫（同部厚生課児童係長）福祉課福祉係長村上博（同部厚生課福祉係長）援護係長矢吹正三（同部厚生課主査）西神田児童館長高橋郁男（総務部税務課）建築部

建築課庶務係長石浜日出雄（教育委員会学務課保健給食係長）収入役室 用品係長北井敏夫（教育委員会社会教育課体育係長）教育委員会 学務課保健給食係長吉田清二（万世橋出張所管理係長）社会教育課体育係長岩下良二（総務部税務課課税第一係長）

「春の全国交通安全運動」が4月6日から15日まで行なわれます。この運動では、歩行者とくに新入学児童・園児、幼児の事故防止に重点をおき行なわれます。千代田区でも、小学校の学区ごとにスクール・ゾーンを設けたり保護者にこどもの交通事故防止を呼びかけるなど、関係団体の協力により、運動を効果的に進めることにしています。

次の表は、昭和四十五・四十六年中に都内で起きたこどもの交通事故の状況です。  
こどもの交通事故は、昭和三十七年以来急激な上昇を続けていたが、昭和四十五年、四十六年と二年連続して減少の傾向にあることは、一般に、交通安全の思想が浸透し、特にこどもを交通事故

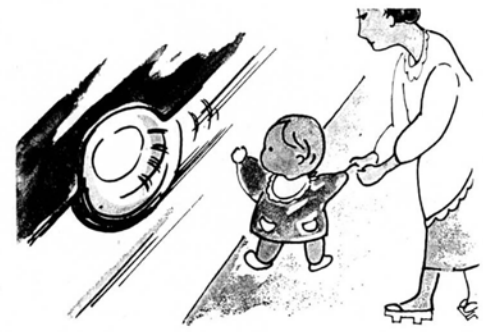
| 被害者別 | 昭和46年 |       |       |        | 昭和45年 |       |        |        |
|------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|--------|
|      | 死亡    | 重傷    | 軽傷    | 計      | 死亡    | 重傷    | 軽傷     | 計      |
| 幼児   | 67    | 717   | 4,941 | 5,725  | 74    | 708   | 5,505  | 6,287  |
| 小学生  | 34    | 582   | 3,863 | 4,479  | 40    | 565   | 3,846  | 4,451  |
| 中学生  | 4     | 87    | 797   | 888    | 7     | 101   | 829    | 937    |
| 計    | 105   | 1,386 | 9,601 | 11,092 | 121   | 1,374 | 10,180 | 11,675 |

から守ろうという機運が関係各界に高まり、きめ細かい施策が適切に行なわれてきたことによるものと考えられます。  
しかし、これらの被害者を都内のこどもの人口二五〇万人（昭和四十六年五月一日現在）と比較したばあい、およそ二六六人に一人の割合で交通事故の被害者になっています。なかでも、幼児の事故率は非常に高く、四才児では一人二人に一人の割合となっています。

### こどもの事故の特徴

約半数が学令前の幼児  
こどもの死傷者一、〇九二人のうち五一・六％が学令前の幼児で小学生四〇・五％、中学生は七・九％となっています。  
原因……とびだしと自転車乗り  
事故の原因でめだつものは、「とびだし」と「自転車乗車中の不注意」で、年齢層別に見ると、幼児では「とびだし」三九・二％を占め、横断の不注意、ひ

とり歩きがこれに続いています。小学生では「自転車乗車の不注意」が三六・三％で第一位「とびだし」二一・六％「横断の不注意」が一九・〇％となっています。中学生では「自転車乗車の不注意」が半数以上を占めています。  
時間……午後二時～六時が要注意  
事故発生時間では、午後二時から六時までの四時間に、五、八〇六人の事故が発生し、これだけで全体の五二・三％となっています。これは、学校や幼稚園等から帰宅した後に、多くの事故が起きていることと関係しています。



こどもはすぐひとのまねをします。まず、お母さんが正しい交通を実践しましょう。  
◇幼児から目と手をはなさない  
お母さんが、ほんの一瞬目をはなしたのが命とりになったという事例が、最近多くなっています。  
◇こどもに交通ルールを教えるばあいは、具体的にわかりやすくたとえば、「左側を歩くと、後からくる車が見えないから危険だ」というように実施に即して危険な理由をからだでおぼえさせる  
◇幼ないこどもを使いにはださない  
◇とびだしに注意  
どんなときでも「いったん止まる習慣」を身につけさせたいもの

# 春の全国交通安全運動

4月6日～4月15日

## こどもの事故防止に重点

◇交通安全教育は地域社会の協力  
安全教養は、自分の子だけに教えるよりも、「こども交通安全クラブ」のような組織を通じて、お母さんがたが、地域ぐるみで交通安全教育を広めて行くような方法の方が効果があるようです。

### 新入学児（園児）の保護者の方に

学校や幼稚園の生活は、こどもにとつてはじめて経験する環境です。それだけに刺激が強いため、気もつかい、疲れやすくなります。お父さんやお母さんが、それらのことを頭において、安全には十分気を付けてください。

- ◇入学（園）前に、こどもをつれて通学・通園路の点検を
- ◇寝る前に、明日の準備をさせましょう
- ◇忘れものをさせない
- ◇こどもの行動範囲を知っておく



### ドライバーに

◇横断する人がいないことがはつきりしているばあいを除き、横断に接近するときは、必ず除行していつでも止まれるような運転をする。  
◇交差点で右左折するときは、信号に従って横断するこどもの通行をさまたげない。  
◇裏通りなど、こどもがいるようなところを走るときには、スピードを控えめにし、不意なとびだしなどに備える。  
◇こども、特に幼児のわきを通り抜けるときや、こどもの自転車の横などを通過するときは、安全な間隔をとって徐行する。  
◇こどもが道路を横断しようとしているときには、後続車にも合図して安全に横断させる。

## 不慮の事故にそなえて 交通災害共済制度に

見舞金は二百円、六十万円

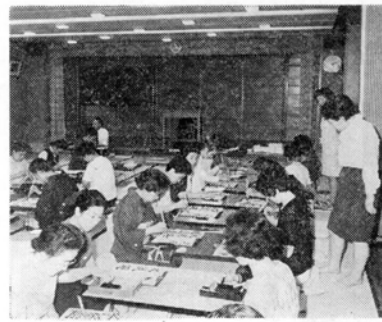
東京都二十三区では、昭和四十四年十月から、「交通災害共済制度」を設け、交通事故にあった方に見舞金を支給しています。  
千代田区内の事故発生件数も年々増加し、この制度が発足してからことしの二月末までに、見舞金を支給した件数は、百二十八件でこのうち死亡は五件に達しています。  
制度の内容  
▽東京都二十三区内に住んでいればどなたでも入れます。  
▽掛金は三百円で一年間有効です。  
▽対象となる事故は  
(1) 自動車、オートバイ、自転車など (2) 国鉄・電車・地下鉄・ロープウェイなど (3) 船・飛行機など  
▽見舞金は、死亡六十万円、けが



金融機関で……銀行・信用金庫・信用組合等の金融機関で、備えつけの用紙に記入し、加入する方法  
一括加入……町会・事務所等でまとめて加入する方法

◇ 婦人教養講座一覧 ◇

| 科目       | 書道                | 料理             | 華道                                                                      | 着付             |
|----------|-------------------|----------------|-------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 区民会館曜日定員 | 神保町<br>月<br>45名   | 神保町<br>火<br>24 | 神保町<br>木<br>36                                                          | 神保町<br>水<br>30 |
| 講師       | 升田悦堂(日本書道美術員審員)   | 舟山雅堂( )        | (日本料理) 藤田義一(服部学園教授)<br>(中華料理) 八谷二郎( )<br>( ) 小田喜善重( )<br>(西洋料理) 上柳善郎( ) | 吉野富月(池坊大学学員)   |
|          | 坂本好子(日本着物コンサルタント) |                |                                                                         |                |



「料理」「着付」など四科目

春の婦人教養講座がはじまります

区民会館で開催している婦人教養講座は毎年、回を重ねることに盛況になってきていますが、今回は、区民会館の冷暖房工事の都合で、神保町・万世橋の両区民会館で開催することになります。あなたの余暇をいかして趣味と実益をかねたこの講座に参加しませんか。

▽期間 五月第二週から七月第四週までの十二週間

▽受講資格 区内在住の婦人で十二週間続けて出席できるひと

▽定員 別表のとおり、先着順で

す。

▽実施場所・科目 別表のとおり

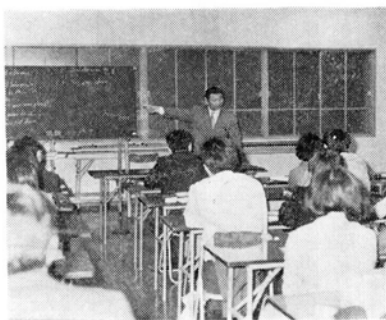
▽受講料 無料(教材費は各自負担)

▽申込・受付 四月十七日(月)午前九時から受講する区民会館で。

なお、申込みは一人一科目。代理の申込み、電話での申込みはお断りします。

商業英会話

生徒募集



実務に、教養に、皆さんからよろこばれている商業英会話を、今年もつぎのように開講いたします。あなたも参加してみませんか。お待ちしております。

▽とき

第一部 四月十八日(火)から四か月間

毎週火曜日午後六時～八時

第二部 四月二十日(木)から四か月間

毎週木曜日午後六時三十分～八時三十分

▽ところ 万世橋区民会館講堂

▽人員 一部・二部とも各五十名

▽資格 区内に事業所のある中小企業者(家族を含む)か、その従業員

・聴講に熱意のある中学校卒業

以上の学力のあるひと

・年齢・性別は問いません

▽講師 独協大学教授 横井正利先生  
日本音声学会研究員 松岡 宏先生

▽受講料・無料

▽申込み 四月十四日(金)までに区民部商工課商工係へ。

先着順で定員になり次第締め切ります。

申込用紙は、出張所と商工課にあります。問合せは区民部商工課(内線281・282)へ。

保護世帯  
非課税世帯

に粉ミルクを差上げます

区では、妊産婦及び乳幼児で、つぎに該当するひとの健康保持増進を図るため、粉ミルクを無償で差上げます。まだ申請をしていないひととは、それぞれの出張所に申し出てください。

▽対象

○生活保護世帯のひと

○住民税非課税世帯のひと

○住民税の均等割のみ課税されている世帯で医師に栄養上、必要とみられているひと

▽うけられる期間

・妊婦Ⅱ妊娠届出の翌月一日から

・産婦Ⅱ出産した月の翌月一日から三か月間

・乳幼児Ⅱ誕生後満三か月になった月の翌日から九か月

▽支給する量

・粉ミルク一か月につき一〇〇〇グラム

▽申請方法 母子健康手帳とハンコをお持ちになり、出張所の窓口にある用紙で申請してください。問合せは、区民部区民課保健衛生係(内線27)まで。

## 力・ハエを駆除

### 町会ごとに

### 殺虫剤を散布

陽気がよくなると、冬眠していた衛生害虫も活動をはじめます。

区では、四月中旬から九月下旬まで六回にわたり、区内を巡回し蚊とハエの発生源でみなさんの駆除できない公共的、準公共的なところを町会単位に殺虫剤を散布しますが、散布効果をたかめ、また環境汚染と危険防止をはかるためつぎの点に留意くださるようご協力をお願いいたします。

#### ハエの発生活場

お勝手の薄暗いところ、流し口、家のまわりの空街、空びん、茶わんのかげらなど小さな水たまり。とい、水おけ水槽、ドブ、下水槽、浄化槽地下汚水槽、床下のたまり水など

▽蚊・ハエなど害虫駆除には、環境の整備、改善、工夫、清掃が駆除の基本といわれます。

蚊とハエが発生しないよう発生活場所の整理と清掃を常に心がけてください。

#### 蚊の発生活場

#### ▽環境汚染と危険防止について

また、漬物おけは絶えず手を洗って、ゴミ容器はゴミ収集のあと洗っておくこと。犬のふんは必ず飼主が衛生的に処理する。

薬剤散布時は、飲食物、食器

## 軽自動車税は

五月一日までに納めてください

### 納める場所

区役所と各出張所・銀行・信用金庫  
信用組合・郵便局など

小児のおもちゃ、飼料、人、家畜、小鳥類、観賞用魚、草花、植木などが薬剤による被害のないようご注意ください。

▽殺虫剤は引火性が強いので火気に気をつけてください。

区では、家庭、事業所などで家屋内外の害虫駆除を行なう場合散布機械を無償で貸出しています。

衛生害虫と散布機材についての相談ならびに問合せは、区民部区民課保健衛生係（内線27・52）へ。

### 外濠公園グラウンドが 使用できます

申込みは四月五日から

外濠グラウンドは、四月十五日から使用できます。

どうぞ、利用してください。

野球場、テニスコートとも申込みは四月五日から受け付けます。

なお、早朝と薄暮の使用については、五月一日から使用開始となり、申込みは、四月二十六日から受け付けます。

#### ▽グラウンドの使用料

・運動場として使用するとき  
都内小・中学校……………二千元  
学校青年団体など……………三千元  
一般……………七千元

## 犬の登録と狂犬病予防注射

・野球場として使用するとき  
日中（一時間あたり）  
平日 三百円  
土・日曜・祭日 三百五十円  
ナイター 照明料一時間あたり（内線306）へどうぞ。

昭和四十七年度の犬の登録と狂犬病予防注射を行ないますので、忘れずに受けてください。

犬の登録手数料は、一頭三百円  
予防注射は一頭三百円、注射済票交付手数料六十円です。

なお、犬の登録は毎年一回、予防注射は毎年二回（四月、十月）必ず受けなければならないことにな

### ▷ 狂犬病予防注射の日程

|         | 月  | 日   | 会 場      | 時 間                          |
|---------|----|-----|----------|------------------------------|
| 麴町保健所管内 | 4月 | 17日 | 番町出張所    | 午前10:30~12:00<br>午後1:00~2:30 |
|         |    | 18日 | 麴町社会保険事務 | 午後1:00~2:30                  |
|         |    | 19日 | 富士見出張所   | "                            |
| 神田保健所管内 |    | 17日 | 芳林公園     | 午後1:30~3:00                  |
|         |    | 18日 | 和泉橋出張所   | "                            |
|         |    | 19日 | 錦華公園     | "                            |
|         |    | 20日 | 袖田公園     | "                            |

つています。  
日程はつぎのとおりになっています。

なお、昭和四十七年度から前記期日外の犬の予防注射は開業獣医師が受付けることになりました。

犬の登録は従来どおり各出張所で受け付けます。  
問合せは各保健所へ。

# 求人説明会を開催します

昭和四十八年三月新規  
学校卒業者を対象とし  
た求人受付は、五月一  
日（高校）から開始さ  
れます。

飯田橋公共職業安定  
所では、これに先だつ  
て、求人申込みの取扱  
要領、その他の必要事  
項についてつぎのよう  
に説明会を開催しま  
す。

▽日時

四月二十一日（金）

午前部 十時～十二時

午後部 一時半～三時半

▽会場 千代田区公会堂（区役所  
となり、地下鉄・都バスとも九  
段下車徒歩三分）

求人受付開始期日は、高校と  
大学が五月一日から、中学の住込  
が六月一日、中学の通勤は九月一  
日からとなっています。くわしい  
ことは飯田橋公共職業安定所（812）  
六一一へ問合せください。

ろうあ者福祉相談

―第二、四火曜日に実施―

四月から、福祉事務所にろうあ  
者福祉相談ができました。

これは今年の重点施策の社会福  
祉向上のため、新らしく開設され

たものです。いまだで文字による  
交渉ですませることなどが多く、  
お互いの意志を伝え合うのにご不  
便をかけてまいりました。こんど  
この相談では手話通訳を依頼して  
相談員との通訳に当たっていただき  
十分な意志の疎通を図り、よりき  
め細かな相談ができるようになり  
ます。

▽相談日

毎月第二・四火曜日の午後一時  
から四時まで

何んでも

お聞かせください

区民のみさんが気軽に利用で  
きる無料相談が区民相談係と福祉  
事務所にあります。何んでもお聞  
かせください。相談には専門家が  
お答えします。

〔区民相談係の相談〕

法律相談 毎週水曜日 午後一時

～四時（第五週は休み）

商工相談 毎週木曜日 午後一時

～四時（第五週は休み）

特許相談 第一火曜日 午後一時

～四時

人権（身の上）相談 第二火曜日

午後一時～三時

行政相談 第一月曜日 午後一時

～三時

電電相談 第三月曜日 午後一時

～三時

交通相談 毎週月・水・金曜日

午前九時～午後五時

一般相談 日曜・祝祭日を除く毎

日 午前九時～午後五時（土曜

日は正午まで）

〔福祉事務所の相談〕

心身障害者福祉相談・老人福祉相

談・婦人福祉相談・生活保護相談

いずれも日曜・祝祭日を除く毎

日 午前九時～午後五時（土曜

日は正午まで）

児童福祉相談 毎週月・木曜日

午前九時～十二時

母子福祉相談 毎週月・火・木曜

日 午前九時～五時

家庭相談 毎週月・水・金曜日

午後一時～五時

年金保険料は四月中に

納めてください

昭和四十六年度分国民年金保険  
料を納め忘れていたひとは、四月  
末日までに区役所、出張所、金融  
機関、郵便局の窓口で納めてくだ  
さい。昭和四十六年分の区の納付  
書では五月以降納められなくなり  
ます。納付書のないひとは、区役  
所または出張所の窓口へ国民年金  
手帳を持参して納めてください。  
（内線32832）まで。

## 四月の野外こども会

▽六日 心法寺児童遊園 平河町  
児童遊園 七日 芳林児童遊園  
淡路公園 十日 築土神社 北  
の丸公園皇宮警察署 十一日  
竜閑児童遊園 佐久間公園 十  
二日 富士見児童遊園 東郷公園  
十三日 堀留北児童遊園 錦華  
公園 十四日 三崎町児童遊園  
十五日 神田公園 錦町児童遊  
園 十九日 平河町児童遊園  
心法寺児童遊園 二十日 淡路  
公園 芳林児童遊園 二十一日  
北の丸公園皇宮警察署 築土神社  
▽二十四日 佐久間公園 竜閑児  
童遊園 二十五日 東郷公園  
富士見児童遊園 二十六日 錦  
華公園 堀留北児童遊園 二十  
七日 三崎町児童遊園 二十八  
日 錦町児童遊園 神田公園  
いずれも時間は午後二時から

「いこいの家」の講習会の

日程が一部変更になります

四月二十二日の紙人形講習会は  
講師の都合により五月二十七日に  
変更します。

## 四・五月の千代田荘申込状況

（四月三日現在）

| 月日   | 曜日 | 申込人数 | 月日   | 曜日 | 申込人数 |
|------|----|------|------|----|------|
| 4/10 | 月  | 満員   | 4/26 | 水  | 休館   |
| 11   | 火  | "    | 27   | 木  | 館    |
| 12   | 水  | 休館   | 28   | 金  | 満員   |
| 13   | 木  | 満員   | 29   | 土  | "    |
| 14   | 金  | "    | 30   | 日  | 40   |
| 15   | 土  | "    | 5/1  | 月  | 満員   |
| 16   | 日  | "    | 2    | 火  | "    |
| 17   | 月  | "    | 3    | 水  | "    |
| 18   | 火  | "    | 4    | 木  | "    |
| 19   | 水  | "    | 5    | 金  | "    |
| 20   | 木  | "    | 6    | 土  | "    |
| 21   | 金  | "    | 7    | 日  | "    |
| 22   | 土  | "    | 8    | 月  | 20   |
| 23   | 日  | "    | 9    | 火  | 満員   |
| 24   | 月  | "    | 10   | 水  | "    |
| 25   | 火  | "    | 11   | 木  | "    |

※ 六月分の申込みの抽せんは五月一日（月）午前十時から区役  
所で行ないます。なお、抽せん受付は九時からです。